

# 令和8年度 水俣市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

水俣市環境課環境衛生係 TEL：0966-61-1613

## ◆ 合併処理浄化槽とは・・・

トイレの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水をきれいな水にして放流するための設備で、設置すると家の周りの匂いや汚れが減り、生活環境がよくなります。

## ◆ 補助金の概要

水俣市では、公共下水道が整備されていない地域で、住宅に合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

さらに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、補助基本額に撤去及び宅内配管工事に要する費用が補助金として加算されます。

## ◆ 補助金を申請できる方

公共下水道が整備されていない地域で、住宅や公民館などに合併処理浄化槽を設置する方  
（住宅については、申請者本人が生活の本拠として居住する場合に限ります。）

※ ただし、公共事業に伴う移転補償又はこの補助金以外の補助金等を受けて合併処理浄化槽を設置する場合は、対象になりません。

## ◆ 補助金申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで

※ ただし、予算がなくなり次第、締め切ります。

## ◆ 補助金額

浄化槽の種類	補助基本額（A）	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽転換加算額【上限】	
		撤去（B）	宅内配管工事（C）
5人槽	332,000円	単独処理浄化槽撤去の場合 150,000円	330,000円
7人槽	414,000円	くみ取り便槽撤去の場合	
10人槽	548,000円	120,000円	

《備考》

※1 住宅の延床面積が130㎡以下の場合は**5人槽**、130㎡を超える場合は**7人槽**、二世帯住宅は**10人槽**を設置します。

（ただし、130㎡を超える場合でも要件を満たせば5人槽が設置可能です。）

※2 『補助金額』＝（A）＋（B）＋（C）

（ただし、設置に要した費用が上記の補助金額未満の場合は、千円未満を切り捨てた額が補助金額となります。）

※3 新築の場合や本補助金を受けて設置した合併処理浄化槽（原則、設置後12年以上経過したものに限る。）の撤去等に伴い新たに設置する場合は、**（A）の補助基本額のみ**となります。（B）・（C）の転換加算額はありませぬ。

- ◆ **単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換加算【(B)・(C)】の適用条件**
  - (B) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換にあたり、既設の**単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去**するとき。
  - (C) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換にあたり、**浄化槽への流入管や枳の設置、放流管等の宅内配管工事**を行うとき。

#### ◆ **補助金交付申請書に必要な添付書類**

##### ～全補助対象者共通～

- ① 浄化槽維持管理通知書の写し又は建築確認通知書の写し
- ② 合併処理浄化槽設置に関する事業計画書
- ③ 設置場所の位置図
- ④ 建物の平面図
- ⑤ 合併処理浄化槽の配置配管図
- ⑥ 合併処理浄化槽の仕様書
- ⑦ 工事見積書の写し
- ⑧ 収支予算書
- ⑨ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に係る登録証の写し
- ⑩ 保証登録証
- ⑪ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑫ 浄化槽工事業者の浄化槽設備士免状の写し又は特別講習会修了書の写し
- ⑬ 設置場所に居住していることが確認できる世帯全員の住民票又は誓約書
- ⑭ 市税等の滞納がない証明書（申請者本人分）

##### ～必要に応じて提出～

- ⑮ 既製底板コンクリート（PC板）を使用する場合 ⇨ 必要書類（別添）
- ⑯ 単独処理浄化槽を撤去する場合 ⇨ 設置していることを証明する書類
- ⑰ 合併処理浄化槽の設置場所が駐車場となる場合 ⇨ 『**評定書**』の写し
- ⑱ 浄化槽を設置しようとする者と土地の所有者が異なる場合 ⇨ 『**承諾書**』
- ⑲ その他、市長が必要と認める書類

#### ◆ **実績報告書に必要な添付書類**

- ① 収支清算書
- ② 請求書の写し
- ③ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ④ 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ⑤ 工事完成写真、工事前及び工事中の写真 ⇨ 『**施工マニュアル**』参照
- ⑥ 浄化槽施工チェックリスト
- ⑦ 完工図
- ⑧ 申請時において、世帯全員の住民票を添付できなかった場合は、**世帯全員の住民票**（ただし、新築物件等をやむを得ず年度末までに住民票を添付できない場合は、**誓約書**をもってこれに代えることができます。）

◆ **浄化槽の維持管理について**

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽法で定められた「**法定検査（水質検査）**」、「**清掃**」、「**保守点検**」を受ける必要があります。

**法定検査（水質検査）**

『**7条検査**』 ⇒ 浄化槽を使い始めて3カ月を経過してから5カ月以内に行う水質検査

『**11条検査**』 ⇒ 7条検査の後、毎年1回定期的に行う水質検査

《お問い合わせ先》

**（社）熊本県浄化槽協会**

TEL：096-284-3355

**清掃**

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取り、機械類の洗浄等を行う。

年1回以上の実施が義務付けられています。

《お問い合わせ先》

**水俣市環境課**

TEL：0966-61-1613

**保守点検**

合併処理浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整、修理、消毒剤の補充などを行う作業です。

4カ月に1回以上行うよう定められています。

《お問い合わせ先》

**水俣市環境課**

TEL：0966-61-1613